

平成24年度 第1回 熊本県行政文書等管理委員会の議事概要

- ・日 時 平成24年5月25日(金)
- ・会 場 県庁本館13階 展望会議室
- ・出席者 委員5名全員出席

議事

1 新たな行政文書管理制度の概要について

- 【会長】当初多かった電話が落ち着いてきたとのことだが、制度が定着したと考えて良いのか。
- 【事務局】システムの入力に関する問い合わせが多かったが、その点は理解されてきたと考えている。
- 【委員】標題の付け方に関する問い合わせはどうか。制度のスタートに伴い、職員からは、どのような問い合わせが多かったのか。また、職員はどの点に戸惑ったか。
- 【事務局】標題の付け方もあったがシステムの操作に関する問い合わせが多かった。また、「保管保存分類」という文書の分類から、「基準表」という事務・事業の性質で分類することとなったため、4月当初は、分類の選択に関する問い合わせが多かったが、最近は、ほぼ落ち着いてきた。基準表については、今後運用を通して、必要な見直しは行いたいと考えている。

2 今年度の行政文書等管理委員会の審議予定事項について

- 【委員】基準表が膨大であれば職員の作業が面倒になるので、ざっくりとしたものが良い。アーカイブの立場では、性質というものが非常に大事であり、県民に公開していく際にも便利な仕組みである。
- 【事務局】事務及び事業の性質区分で整理しており、細々とした区分とならないよう配慮している。
- 【会長】開催予定が示されており、このイメージで審議を行うことになるのでよろしく。
- 【委員】了承

3 行政文書の廃棄の仕組みについて

- 【委員】一次選別と事前チェックは、原課でやるのか。他県での取組み状況はどうか。
- 【事務局】一次選別は、平成24年度以降に作成又は取得する文書が対象で、事前チェックとともに原課で行う。廃棄の際に第三者の意見を聴く都道府県は本県以外にない。国における廃棄に関する内閣総理大臣の同意の際に、国立公文書館が助言を行う仕組みと似ている。国立公文書館の助言も一覧表により行われており、参考としている。
- 【会長】意見聴取の対象となる廃棄文書は大量になる。事前チェックと有識者の意見聴取の結果でも判断が難しいものを中心にこの委員会でやっていくという理解でよいか。

→【事務局】対象は何万件にもなると思われるので、有識者への見せ方として、従前の保管保存分類をキーワードにして並び替えたうえで見ていただく方法、保存期間別に見ていただく方法などいろいろと工夫しながら進めていきたい。その判断の結果で歴史公文書相当という意見があったものを中心に見ていただきたい。

【委員】有識者の意見聴取に関して、有識者とはどういう人達か、組織を作って定期的に開催するのか、それともその都度開催するのか、どこでやるのか、やり方の細則を作るのかなどの点についてはどの程度決定しているか。

→【事務局】組織の名称等は考えていないが、大学教授を中心として、その指導、監督の下に確認を行う大学院の学生等のグループを考えており、委員会方式で細則を作ってというのは現時点では考えていない。まずは一覧表でチェックいただき、判断が難しいものについて現物を見ていただくときには、県庁に来ていただいてチェックを行うことを想定。

【委員】廃棄が一番悩ましい。(捨ててしまうと元に戻せないため、)アーキビスト又は公文書館にとって、(個々の簿冊について)廃棄するという決定は、大変恐ろしいこと。県政に精通した人の意見、チェックが重要であり、県政の中核におられたようなOBの力を借りたらどうか。

【委員】スタートしたばかりなので、幅広く人を呼んでやってみてはどうか。最初は予算の問題も伴うが、制度が回るようになれば効率的にやっていける。

【委員】せっかくの熊本方式だし、知事も「文化の問題」とまで仰っていらっしゃるので広く意見を聴く。概ねの共通理解が出てきて運用が始まると、疑いもなくなるんじゃないかと。

【委員】スタートは人材も幅広く考えていただきたい。

【会長】有識者の意見聴取は、廃棄に向けて第三者の第一のフィルタであり、最初から全て上手いくとは限らないが、透明性・公開性の確保として県民にどう開いておくかは、大事なこと。

【委員】職員の意識改革が重要。文書は自分が実務に使うものであり、担当替えになり利用しなくなれば、廃棄すれば良いという意識がまだ天草市にも残っている。行政文書は作成するときから県民のものであり、いずれ公開していくもの。自分のものではないと再三再四仰っていただきたい。

【会長】有識者の関与については、今回の意見を踏まえて次回議論するという事によろしいですね。最初は幅広く、県民に開かれたチェック機関であることが大事。どういうメンバーで、何回くらい開催するかなどの具体的な内容を予算成立後の7月の第2回委員会で提案し、いよいよ廃棄事務を進めていくことになる。

【委員】「公文書(管理)の日」を設けている自治体もある。自分たちの作成した簿冊の棚卸しをする仕組みを作れば、だいぶ違うと思う。(棚卸しで、保存期間満了後)廃棄としていたものを、現用文書に戻す事例も多い。

【会長】平成24年度以降に作成、取得した文書は、基準表により分類され、(チャート図の)流れに沿って流れていくが、既に保存している文書は4年分溜まって相当の量があり、現実問題として処理していかなければならない。(保存能力を超えてしまい)保存している重要な文書の所在がわからなくなるとは困る。

→【事務局】有識者の関与と併せ、前回までの議論のとおり疑わしきは残すということで、あ

る程度廃棄をしていかないと所属は困っている状況にある。その辺は工夫をしてお願いしていきたい。

【委員】全体としてシステムができることに併せて、職員の方の意識が代わっていくことが大事なので、丁寧な制度設計をお願いする。

【委員】廃棄を凍結している文書について、基準表で保存期間が1年又は3年の文書については、(歴史公文書の可能性が低いので)原課の一次チェックのみで廃棄されても良いのではないか。

【会長】そういう点や今回の意見も含めて、次回検討します。

4 既に保有している永久保存文書について

【委員】収納スペースの確保の目途は立っているのか。

→【事務局】永久保存文書はほとんどが地下倉庫にあるが、各部毎に保存されているため、それを整理して、一箇所に集約して保存する予定。別の場所で保存するならば運び出せば良いが、今の場所の中でやりくりする予定。

【委員】地下にある文書倉庫は、湿度の問題や保全上の観点から問題があるので、2階以上の場所に移されてはどうか。今回の震災で、地下にある文書倉庫は管理保全上問題があるということがわかっている。

→【事務局】そういう課題があると十分認識しており、関係課も含めて検討していきたい。

【委員】利用に際しては、マスキング、袋とじをするのか。

→【事務局】全部開示、一部開示、全部不開示にわかれ、一部不開示の際にマスキング等が必要になる。情報公開制度に準じて、作業が必要になる。

【会長】利用制度は今年度スタートさせるのか。

→【事務局】条例の二本柱の一つであり、何とか今年中にスタートさせたい。

【会長】この件は、特定歴史公文書の利用に向けて準備を行い、次回の委員会で細則等を決定し、利用制度をスタートさせたいとのことなので、次回に決定できるようにしたいと思う。

【委員】了承

5 電子文書及び文書の電子化に関する課題について

【委員】映像は媒体変換し、新聞はマイクロフィルム化をするが、紙文書が一番長持ちするため、天草アーカイブズでは電子文書を含め紙で移管することを決めている。

【委員】紙は長持ちする一方、震災で紙文書が流されてしまったという状況をみると、電子データでのバックアップが必要ではないか。災害等緊急時の県庁機能の保全の観点から、(現用文書の)バックアップの状況が気になる。

→【事務局】現用文書のバックアップは、文書管理システムに文書を登録し、システムの中での取扱いの問題になる。電子文書に係るシステムでの管理について、今後、継続的に研究したい。紙を電子化したり、マイクロフィルム化する等の対策も平行して必要であろうと考えており、バックアップの必要性、その頻度についても課題として考えたい。

- 【委員】 デジタルアーカイブについては、特定歴史公文書を県のホームページで閲覧することが可能になるのか、それとも長期的な方針として考えているのか。
- 【事務局】 現在、方針を決めているわけではないが、特定歴史公文書の利用制度を開始すると、利用請求件数が多いものがわかってくるので、それを優先的にデジタルにして公開するという事は考えられる。
- 【会長】 いろいろ課題があるが、電子化が進む中で行政文書をどうするかについては、今後、時間に余裕があるときに議論していきたい。

6 その他（次回委員会の日程調整）

委員の日程調整の結果、第2回委員会は、7月24日（火）午前の開催予定とされた。

7 その他（意見交換）

- 【委員】 廃棄凍結している文書について、保存期間が1年又は3年の文書については、歴史公文書の可能性が低いので各課で廃棄を決定されても良いが、どういう文書を廃棄したかの目録・記録を見せて欲しい。
- 【事務局】 廃棄については、条例の規定では委員会の意見を聴いて行うこととされており、次回の委員会で仕組み等をご審議いただき進めていく予定。なお、委員会の意見を聴いて廃棄をした文書について、廃棄簿を作成し、県民に公表する予定。
- 【委員】 無らい県運動の文書が発見された経緯は、今回の制度のスタートに伴い、キャビネットの中にある全ての文書を洗い出した結果か。
- 【事務局】 今回の制度スタートによる文書の棚卸しの結果ではない。健康福祉部の共用書庫に保存されていた文書について、標題がなかったり、思いこみによって、無らい県運動に関係するものではないと整理していたものを含めて、1件1件取り出して検分した結果、発見されたものである。昭和20年代の文書が、昭和60年度の簿冊として整理されていたものもあり、発見に手間取った状況。過去の文書では、中味と標題が一致しないものもあり、後年探しにくいものもある状況。作成しながら名前を付ける際のイメージと、後で探そうとするときのイメージが異なることも多いのではないかと我々も議論している。ファイル名の付け方は難しいと感じている。
- 【委員】 無らい県運動の文書のような場合は、出したくないだろうと痛くもない腹を探られてしまうので、行政文書を扱う人がデリケートに取り扱って欲しい。
- 【委員】 マスコミは県が文書を捨てなかった事実を褒めても良いのではないか。
- 【委員】 県には全部を探す責任があったと思う。
- 【委員】 文書の棚卸しが必要であり、今がチャンス。自分たちの業務を廻れるようになり、便利になるので職員自身のためになる。誰かが、いつか、どこかでやらなければならない。
- 【事務局】 そういう仕掛けをし、業務のやり方が変わり、やりやすくなるように持って行きたい。
- 【会長】 それでは、これで審議を終わります。